

浪江町農業委員会総会議事録
(令和8年4月定例会)

1 開催日時 令和8年4月20日(月) 午後1時30分から午後2時37分

2 開催場所 浪江町役場 会議室

3 出席委員 (12人) 欠席委員 (0人)

会長	4番	菅野 富美恵	(出)
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	(出)
委員	2番	松田 孝司	(出)
	3番	岡 高志	(出)
	5番	中野 弘寿	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	高野 順	(出)
	8番	加藤 修	(出)
	9番	川島 優	(出)
	10番	柴野 正男	(出)
	11番	武藤 栄治	(出)
	12番	三瓶 徳久	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員 出席委員 (15人) 欠席委員 (5人)

浪江地区担当	畠山 行男	(出)	大堀地区担当	山田 勝広	(出)
浪江地区担当	佐川 洋一	(欠)	大堀地区担当	半谷 祥一	(欠)
浪江地区担当	緒形 亘	(欠)	苧野地区担当	阿部 壯司	(出)
幾世橋地区担当	鎌田 光男	(出)	苧野地区担当	高野 諭吉	(出)
幾世橋地区担当	廣内 忍	(出)	苧野地区担当	吉田 あや子	(出)
幾世橋地区担当	安部 正之	(欠)	苧野地区担当	松本 善郎	(出)
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	(出)	苧野地区担当	笠井 宏光	(出)
請戸地区担当	脇坂 薫	(出)	津島地区担当	今野 勝彦	(出)
請戸地区担当	荒川 勝己	(出)	津島地区担当	木幡 一郎	(出)
大堀地区担当	遠藤 定郎	(出)	津島地区担当	菅野 一利	(欠)

5 議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	4件
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し審議の件	2件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	1件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件	2件
議案第5号	農地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件	

6 事務局職員

事務局長	大浦 龍繭
事務局係長	国分 丈典
事務局員	七海 遼哉
事務局員	三浦 久幸
事務局員	渡辺 綾香
事務局員	齋藤 陽子

議長

それでは、只今より4月定例会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は12名でございます。また推進委員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。

まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり1番、鈴木委員及び12番、三瓶委員にお願いいたします。

議案の審議に入る前に、議案第4号1番について、申請人から取り下げの申し出があったため、本議は取り下げいたしました。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、第1号1番から4番まで ○番○○委員、第1号1番から3番まで ○○推進委員の退席を求めます。

暫時休議いたします。

(○○委員、○○推進員退席)

再開いたします。

それでは、議案第1号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

ご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。(議案書1ページ読み上げ)

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

松本推進委員

苅野地区担当の松本です。

○○さんと○○の土地の受渡しの件で、○○さんの方は、震災前3,000ちょっとの畑を所有していましたが、それを姑さんが管理をしまして、姑さんが亡くなりまして、その後旦那さんが

管理をしていましたが、旦那さんが亡くなりまして、現在〇〇さんの方は、〇〇の方で生活をしているということで、畑の管理が出来ないということで、〇〇さんの方に相談をしまして、3,000ちょっとの畑を受けてもらえないかという相談をしたところ〇〇さんは事情やむなしということで、畑を受けるようになりました。〇〇さんもこの畑の管理をするにあたり、トラクター2台マメトラ、刈払機を所有しているため、管理は問題ないかと思えます。〇〇さんからの相談を〇〇さんは受取ということで、回答しております。その〇〇さんが畑を受けるという審議の件、宜しくお願ひいたします。

議長

事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。
議案第1号1番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第1号1番に原案のとおり承認を与えます。

続きまして、議案第1号2番及び3番について、当事者同士の土地の交換ですので、一括審議として宜しいでしょうか。

(反対無し)

それでは一括審議といたします。

議案第1号2番及び3番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。
議案書の2ページをご覧ください。
(議案書2ページ 読み上げ)

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員より説明をお願ひいたします。

松本推進委員

荻野地区担当の松本です。

議案の1の2、1の3は、4月15日電話連絡によって確認は、取れています。〇〇さんと〇〇さんの土地の交換ということで、電話で確認をしたところ、〇〇さんの近くに〇〇さんの畑がありまして、〇〇さんの近くに〇〇さんの畑があるということです。震災前に、交換の話はなかったのかということを探ねたところ、それは無かったということでした。震災後変わったのは、高速道路が出来まして、それにより畑に行くのが、だいぶ大きく迂回して行くようになり、大変不便さを感じるようになり、それをふまえて交換の話になったということでした。面積の方は同じということで、交換するには不都合な条件は無かったようです。以上、交換することにより、お互いの作業がしやすくなり、メリットがあるということで交換したいという問い合わせでした。これに対する審議、宜しく願いいたします。

議長

事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は議案毎とし挙手により行います。

議案第1号2番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第1号3番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第1号3番に原案のとおり承認を与えます。

ここで〇〇推進委員の入室を認めます。暫時休議いたします。

(〇〇推進員入室)

再開いたします。

議案第1号4番についてですが、議員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、〇〇推進

委員の退席を求めます。

暫時休議いたします。

(〇〇推進委員退席)

再開いたします。

それでは議案第1号第4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

ご説明いたします。

引き続き議案書の2ページをご覧ください。

(議案書2ページ読み上げ)

説明は以上となります。

宜しくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進員より説明をお願いいたします。

鎌田推進委員

幾世橋地区担当の鎌田です。

譲渡人の〇〇さんには、4月13日に電話で聞き取りを行いました。両親も亡くなり、実家の宅地及び畑を相続しましたが、自分は現在〇〇市に住んでおり、宅地と農地の管理をすることが難しく、出来れば処分したいと不動産屋さんへ相談すると、隣の〇〇さんが引き継いでくれるという承諾をいただいたということで、売渡すことにしましたということです。譲受人の〇〇さんには、同じく4月13日に自宅で聞き取りを行いました。不動産屋さんの方から、隣の〇〇さんが宅地と畑を併せて処分したいという話をしているがどうですかということで、隣ということもあり、引き受けることにしたということでした。現在〇〇さんによって宅地、畑の草刈りを総じて管理をしていたことから、今後も継続して農地の管理を行っていくということでした。

以上、審議宜しくお願いいたします。

議長

事務局及び地元推進員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。

議案第1号4番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第1号第4番に原案のとおり承認を与えます。

ここで、〇〇委員及び〇〇推進委員の入室を認めます。
暫時休議いたします。

(〇〇委員、〇〇推進委員入室)

再開いたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、1番について事務局の説明を求めます。

事務局

ご説明いたします。議案書の39ページをご覧ください。

(議案書39ページ読み上げ)

議案書の47ページ、48ページをご覧ください。

申請地の位置図及び案内図となっております。

農地法第7版の26ページ、27ページをご覧ください。

申請地は、譲渡地域における第一種住居地域に含まれておりますので、農地種別は第三種農地に該当いたします。第三種農地は原則許可のため立地基準は問題ございません。一般基準の資力、周辺農地への影響については、特段問題がないと考えられます。申請地は、地域計画の対象地に含まれておりませんので、地域計画の達成に支障ありません。

議案書の50ページをご覧ください。

住宅、駐車場及び侵入路等として利用する計画となっております。

議案書の53ページをご覧ください。

住宅及び侵入路等として設置されていたことについて、顛末書が提出されております。

追加資料①の1ページをご覧ください。

4月13日に実施した現地調査の写真となっております。

本案件は、3,000㎡以下の用途地域内農地ですので、当委員会が許可権者となっております。

説明は以上となります。宜しく願いいたします。

議長

続きまして、地元推進委員より説明をお願いいたします。

畠山推進委員

浪江地区の畠山です。聞き取りは4月13日月曜日の現地調査の時に〇〇さんに対面で聞き取りできました。震災前はここに住ん

でいましたが、現在は〇〇市に住んでいます。今回建物を解体されて更地のところに家を建てたいと調べたら、家の進入路と自宅予定地の地目が畑だったので申請にいたりしました。
ご審議の程、宜しく申し上げます。

議長

ありがとうございました。
つづきまして現地調査員より説明をお願いいたします。

三瓶委員

4月13日に現地調査を行いました。会長と6番小澤委員、11番武藤委員、事務局と地元推進委員で行ってまいりました。議事の50ページに土地利用計画書がありますが、このように農地と宅地が混在した一角地となっております。現在建物は無く更地になっておりまして、どこからどこが農地かどこからどこが宅地か判らないような状態となっております。このような状況ですので、もし転用することは、特に支障は無いと思って現地調査をいたしてまいりました。以上です。

議長

ありがとうございました。
事務局、地元推進員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。
議案第2号第1番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第2号第1番に原案のとおり承認を与えます。

続きまして、議案第2号第2番及び議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員の退席を求めます。

暫時休議いたします。
(〇〇委員、〇〇委員退席)
再開いたします。

それでは議案第2号第2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。

議案書の39ページをご覧ください。

(議案書39ページ 読上げ)

議案書の61ページ、62ページをご覧ください

申請地の位置図及び案内図となっております。

農地法第7版の26ページ、27ページをご覧ください。

申請地は、東西に広がる10ha以上の一団の農地と接続していますので、第一種農地に該当します。

第一種農地は、原則転用が不許可となっておりますが、本案件は、申請者の住宅兼店舗として設置される集落接続事業であり、不許可の例外に該当するため、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力、周辺農地への影響については、特段問題がないと考えられます。

議案書の68ページをご覧ください。

申請地は、令和8年3月17日付けで地域計画から除外されておりますので、地域計画の達成に支障ありません。

議案書の65ページをご覧ください。

住宅、店舗及び駐車場等として利用する計画となっております。

議案書の71ページをご覧ください。

排水について、汚水は合併処理浄化槽により処理を行ったうえ、土地改良施設である水路に排水する計画であり、請戸川土地改良区の同意書が提出されております。

議案書の72ページをご覧ください。

既に住居兼店舗として設置されていることについて、顛末書が提出されております。

追加資料①の2ページをご覧ください。

4月13日に実施した現地調査の写真となっております。

本案件は、3,000㎡以下の集落接続事業ですので、当委員会が許可権者となっております。

説明は以上となります。

議長

続きまして、地元推進委員より説明をお願いします。

阿部推進員

失礼します。苅野地区担当の阿部と言います。宜しく願いいたします。4月13日の現地調査の日に、当場所において本人より聞き取り調査を行いました。その時には申請地は先代である父が昭和53年頃より椎茸栽培を開始しました。乾燥場の設置にあた

り昭和61年頃に乾燥場の農業施設として建築し、平成9年まで
行い9年に撤退しているとのこと。その後平成10年より配
偶者が、清掃関連商品の販売、リース業を開始したことから事務
所兼倉庫として使用をしており、平成23年の地震災害により
〇〇市への避難生活にいたったことから、リース事業とかを廃業
にいたっております。その後解除後は、自宅は解体したことから
平成30年3月に、休憩用施設兼住居兼カフェに改装リフォーム
いたしました。住居スペースは、農業を再開し担い手として営農
していることから、通い農業では困難であるということで準備
しております。現在は週に4日から5日程滞在しているそうです。
またカフェ店舗は、地域住民の交流の場・イベント等コミュニケ
ーションの場として使用しているそうです。審議の程宜しくお願
いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。
続きまして、現地調査委員より説明をお願いいたします。

三瓶委員

4月13日に現地調査を行いました。今説明があつたとおりであ
ります。72ページに顛末書が載ってまして、今後は農地法を
遵守するというので、やむを得ないだろうということで現地調
査をして来ました。以上です。

議長

事務局、地元推進員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手によりおこないます。

議案第2号第2番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第2号第2番に原案のとおり
承認を与えます。

ここで〇番 〇〇委員の入室を認めます。暫時休議いたします。

(〇〇委員入室)

再開いたします。

続きまして、議案第3号について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

議案書の73ページをご覧ください。

(議案書73ページ読上げ)

議案書の81ページ、82ページをご覧ください。

申請地の位置図及び案内図となっております。

農地法第7版の26ページ、27ページをご覧ください

農地の種類は、南西に広がる10ha以上の一団の農地と接続していますので、第一種農地に該当します。第一種農地は原則転用が出来ませんが、本案件は隣接する土地と一体の同一事業であり、第一種農地の面積割合が事業面積の3分の1を超えないことから不許可の例外に該当するため、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力、周辺農地への影響については、特段問題がないと考えられます。

議案書の85ページをご覧ください。

事務所、倉庫及び駐車場等として利用する計画となっております。申請地は、地域計画の対象に含まれておりませんので、地域計画の達成に支障はありません。

追加資料の①の3ページをご覧ください。

4月13日に実施した現地調査の写真となっております。

本案件は、福島県知事が許可権者となっておりますので、当委員会の意見を付して県へ進達いたします。

説明は以上となります。宜しく願いいたします。

議長

続きまして、地元推進委員より説明をお願いいたします

山田推進委員

大堀地区担当の山田です。4月13日に調査をおこないました。そのとき〇〇さんにも話を伺いまして、〇〇さんが、事務所新築をするにあたって用地を探していましたら、〇〇さんの土地が良いということで、お互い条件が合致しましたので、売買という形をとりました。〇〇さんと〇〇さんの社長は、お互い夫婦でありますので、事前に話はついてたかと思えます。皆さんの審議、宜しくお願いします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、現地調査員より説明をお願いいたします。

三瓶委員

4月13日に現地調査をしてまいりました。場所は〇〇線沿いの〇〇広場というところの西側になります。現地は〇〇広場と農地の高さはまことに無く、排水等の問題も無いと思って現

地調査をしてみいました。

議長

ありがとうございました。

事務局、地元推進員及び現地調査員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(○番 ○○委員が挙手)

はい、1番 鈴木委員

鈴木委員

1番 鈴木です。

○○さんは、○○建設の取締役かどうかをまず確認したいということと、仮に取締役だとすると、○○建設の中で、利益相反行為が行われるということになると、会社の議事録を確認にする必要があるのかなということなのですが、そういった場合は農業委員会はそこまで確認をするかどうかをお聞きしたかったです。以上でございます。

(事務局長 挙手)

事務局長

ご質問ありがとうございます。

○○氏については、浪江町議会議員となっておりまして、○○建設の取締役になると、町との受発注関係で問題があるので取締役では無いとの認識がございます。

宜しく申し上げます。

(○番 ○○委員挙手)

鈴木委員

ありがとうございます。

仮に取締役だった場合、今後の事も考えて農業委員会としては、○○建設の利益相反行為の取締役会の議事録を確認するかどうか必要かどうかを検討いただきたいと思います。結論は今日でなくて結構です。お願いいたします。

事務局長

ありがとうございます。

議長

ありがとうございました。

その他、ございますでしょうか。

(質疑無し)

それでは質疑無しと認めます。採決に入ります。

採決は挙手により行います。

議案第3号に賛成の委員の挙手を求めます。

ありがとうございます。
賛成全員と認めます。
議案第3号に原案のとおり承認を与えます。

ここで〇〇委員の入室を求めます。暫時休議いたします。
(〇〇委員入室)

再開いたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可着の事業計画
変更申請に対し審議の件2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

ご説明いたします。
議案書の91ページをご覧ください(議案書91ページ読上げ)
議案書の127ページをご覧ください。当初の土地利用計画13
筆のうち4筆を減少させ、残り9筆について、転石により生じた
工事工程遅延により、工事期間を延長するものでございます。
議案書の128ページをご覧ください。変更後の工事期間につき
ましては、令和6年6月13日から36ヶ月となっており、一時
転用の原則3年を超えないものです。
一般基準の資力、周辺農地への影響については、特段問題がない
と考えられます。
追加資料①の5ページから7ページをご覧ください。4月13日
に実施した現地調査の写真となっております。
追加資料②をご覧ください。変更申請前の当初申請関係書類を
参考までに添付しております。
なお本案件は、3,000㎡を超える一時転用となっておりますので、
当委員会の採決後、福島県農業会議常設審議委員会に諮り、常設
審議委員会の意見を付して県に進達いたします。
説明は以上となります。宜しく願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員より説明をお願いいたします。

吉田推進委員

苅野地区担当の吉田です。
申請者、〇〇会社 〇〇支社〇〇工事事務所、担当の〇〇さんとは
4月13日に現場で確認をとりました。
室原地区は私〇〇、立野地区は〇〇推進委員と私の立ち合いまし
た。高速道路4車線化をする工事で、その工事に必要な侵入道路
と機械等の資材置き場や、作業ヤードを確保するため、農地の
一時転用として、令和6年に許可が出ました。今回の事業計画変

更申請は、請戸川橋の橋脚施工時に予期していなかった転石が発見したことから、工事工程に遅延が生じたために工事期間を一時延長するものと伺っております。工事が完了次第、農地は草刈りして返還するとのことですので。以上ご審議の程、宜しくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。つづきまして現地調査員より説明をお願いいたします。

武藤委員

11番 武藤です。
ただいま吉田推進員が説明したとおりなのですが、この案件、3,000平米を超える事案であるため、原則として担当地区常設審議委員が行う事案ということで、担当委員広野町の農業委員の会長さん鈴木利令さんが加わって行われました。ただいま吉田さんの説明のとおり、私も見たとおり仮設工の仕事で矢板鋼の案ペイ定理にまで入れるのに、転石が落石で予定通り入らなかったということで、工期延長やむを得ないのかというふうに私は受け止めました。
その後、復旧で現地の農地を草刈って補強して地主に返還するという説明がありましたので、これもやむを得ないのかと受け止めてまいりました。ご審議宜しくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。
事務局、地元推進員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。
議案第4号第2番に賛成の委員の挙手を求めます。
賛成全員と認めます。よって議案第4号第2番に原案のとおり、承認を与えます。

つづきまして議案第5号 農地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申し出に対し審議の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

ご説明いたします。
議案書の165ページをご覧ください。
(議案書165ページ読み上げ)
議案書の167ページをご覧ください。
地権者数が3人、借り受け人が1人、賃貸借面積が1.9ヘクタ

ール、賃貸借期間は令和8年5月30日から令和18年12月31日までの10年間です。

担い手については、記載のとおりです。

なお、各要件については事務局で問題ないことを確認しております。説明は以上となります。宜しくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手より行います。

議案第5号に賛成の委員の挙手を求めます。

ありがとうございます。

賛成全員と認めます。よって議案第5号に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程された全ての議事が終了しました。

令和8年4月20日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後2時37分

議長

議事録署名人(1番)

議事録署名人(12番)